

博士の学位及び課程修了の取消しについて

元本学大学院生命科学研究科学生（博士課程後期3年の課程）【平成27年8月10日修了】の学位論文「Mechanisms of UVB and UVA/Blue light inducible expression of CPD photolyase in de-etiolated Arabidopsis seedlings: UVR8-dependent/independent and cryptochrome-dependent pathways（シロイヌナズナ CPD 光回復酵素の UVB および UVA/青色光による発現誘導機構に関する研究：UVR8 依存的・非依存的経路，およびクリプトクロム依存的経路）」に，特定不正行為（捏造及び改ざん）があることが判明したため，学位授与の取消し及び学位記の返還を決定した。

記

1. 調査の経緯

「研究活動における不正行為への対応ガイドライン」に基づいて開催された審査委員会において，相談内容においての事案が示され，不正を疑う科学的な合理性があると判断，調査委員会を設置し，調査を開始した。

2. 不正の内容

調査委員会では，当初の論文に加え，疑義が認められる別の論文も対象とし，論文3編に特定不正行為があると認定した。そのうち1編は博士学位論文であり，故意性をもって捏造及び改ざんが行われたと結論を出した。

3. 学位授与の取消し及び学位記の返還

調査委員会での調査結果に基づき，生命科学研究科教授会では，学位の取消しを審議し，東北大学学位規程第19条第1項（不正の方法により学位の授与を受けて事実が判明したとき）に該当するとの結論に至った。

本学では，生命科学研究科からの申請に基づき，令和5年3月6日開催の学務審議会において審議し，博士学位の取消し及び学位記の返還を決定した。

4. 再発防止に向けての取組み

本学では，再発防止に向けて以下の取り組みを強化する。

（1）責任著者など指導的立場にある研究者が，研究の実施や論文等の執筆・投稿に当たり直接的に必要な確認を行う，または他の研究者に必要な確認を行わせる体制を構築するなど責任管理を果たすことを徹底する。

（2）学部初年次からのキャリアステージに応じた研究倫理教育の充実，教職員及び学生への研究ノートの取り扱い及び研究データの保存について全学及び研究科において定めている指針や申し合わせ等を周知するとともに，その管理徹底を行う。